

旭川市道路除雪機械購入補助金 の御案内

旭川市では、安定した除排雪体制を確保するため、市道の除排雪業務を行う事業者の方が、道路除雪機械を購入するときの費用の一部を補助します。

募集期間 令和8年4月1日(水)～4月30日(木)

※予算額に達しなかった場合は随時申請を受け付けます

補助対象者	○旭川市の総合除雪維持業務（市道の除排雪）を受託する事業者 上記の事業者と契約し除排雪作業を実施する事業者（下請けの方）は、対象となりません
補助対象機械	○除雪グレーダ、除雪トラック、ロータリ除雪車の新車又は中古車
補助対象経費	○補助対象機械の購入費 機械の納入費用や登録料、保険料等の諸費用は経費に含まれません
補助金額	○補助率 対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て） 既存機械の売払い（下取り）がある場合は、売却額を差し引きます ○上限額 新車 300万円 中古車 200万円
補助の条件	○補助事業の完了から5年間は、補助対象機械を使用し旭川市の市道の除排雪を行わなければなりません ○中古車の場合は、初年度登録から20年以内を原則とし、超える場合には10年程度除雪業務への使用が見込まれる機械とすること ○購入する機械には、補助金の交付を示す管理番号を標記する必要があります
申請方法	○申請書に必要な書類を添えて雪対策課へ持参してください
その他	○購入する機械は、遅くとも令和9年3月31日までに実績報告書を提出する必要があります（納車遅延等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません）ので、申請時には、機械の車検登録や納車、支払いが令和8年度中に可能かどうか、十分に確認してください

申請・
お問合せ先

旭川市土木部雪対策課 旭川市7条通10丁目 第二庁舎4階
電話：26-6225 FAX：24-7010
E-mail：yukitaisaku@city.asahikawa.lg.jp

※4月6日(月)から次の場所に執務室を移転します

旭川市東旭川町下兵村6番地の2 旭川市土木事業所2階
電話：36-0378 FAX：36-4521



補助金の申請～交付の流れ

<p>交付申請</p>	<p>交付申請書に必要書類を添えて申請してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（購入機械の内容、収支予算など） ・見積書や納入予定時期が分かるもの、カタログ・写真等 ・更新しようとする機械の車検証の写し ・中古機械購入の場合は年式、稼働時間、装備等状態が分かるもの など
<p>審査</p>	<p>補助対象事業に合致しているかどうか審査します 募集期間中に予算額を超える申請があった場合は、新車の購入を優先し、同順位の場合は抽選により選定します</p>
<p>交付の決定</p>	<p>交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により通知します</p>
<p>事業実施</p>	<p>必ず、交付決定通知後から事業を実施してください <u>※通知日より前に事業を実施（購入契約等）した場合は、補助事業の対象外となりますので注意してください</u></p>
<p>実績報告</p>	<p>事業の完了の日から30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書に必要書類を添えて提出してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書（事業実績、収支決算など） ・契約書や収支を証する書類、車検証の写し ・購入機械の写真 など <p><u>※納車遅延等のやむを得ない事情により、実績報告書を年度末までに提出できないと見込まれる場合は、令和8年12月末日までに報告してください</u></p>
<p>補助金の確定</p>	<p>実績報告書に基づき事業内容が適切か確認し、補助金額確定通知書により通知します</p>
<p>補助金の交付</p>	<p>補助金請求書を受領後、30日以内に補助金を指定の口座に振り込みます</p>
<p>消費税の報告</p>	<p>補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合は、消費税仕入税額が確定した時点で報告書を提出の上、当該税額に係る補助金を返還することになりますので、留意してください</p>

補助金の概要や交付要綱、様式などの詳細は、
旭川市ホームページでご確認ください

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10014/d083685.html>

